

要介護認定等の資料提供に係る申出書

年 月 日

（宛先）松山市長

私は、下記により介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する資料について、提供されるよう申し出ます。
 なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約します。

申出者 （窓口に来られた方）	ふりがな							生年月日		
	氏名							年	月	日
	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 被保険者本人			<input type="checkbox"/> 親族（ ）					
		<input type="checkbox"/> 介護サービス計画の作成等を行う事業者			<input type="checkbox"/> 法定代理人					
	事業所コード									
住所 (事業所にあつては名称及び所在地)	〒 -						電話番号 ()			

被保険者	被保険者番号									
	ふりがな							生年月日		
	氏名							年	月	日
	住所									
請求資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票（特記事項を含む）			<input type="checkbox"/> 主治医意見書						
請求資料の認定状況	<input type="checkbox"/> 認定済み（認定日： 年 月 日）						<input type="checkbox"/> 申請中			

本人同意欄	介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、松山市から指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び地域包括支援センターの関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。 私は、上記の申出者が下記の者であることを証するとともに、松山市が保有する私の上記資料について申出者に提供することに同意します。								
	<input type="checkbox"/> 私と契約を締結した介護サービス計画の作成等を行う事業所			<input type="checkbox"/> 私の親族（ ）					
	本人署名			<input type="checkbox"/> 法定代理人（ ）			親族以外の代筆の理由		
	代筆者氏名(続柄)			()					

◆ **裏面の遵守事項・注意事項を必ずご確認ください。**

※裏面の表示がない申出書は、受付できません。

◆ 申出書提出時には、運転免許証等、顔写真入りの公的な本人確認書類(介護支援専門員証を含む。)、事業所職員の場合は、併せて事業所職員証、名刺等、事業所所属が確認できる書類を提示してください。

介護保険課記入欄	申出書提出者の本人確認		
	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
	<input type="checkbox"/> 所属確認証 ()		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	受付	入力	確認

【遵守事項】

(要介護認定等の資料提供に係る申出書 裏面)

1. 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という）の情報（以下「本人情報」という）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という）を本人の介護サービス計画の作成等以外の目的には使用しません。
2. 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供することはしません。
3. 私は、私の従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した行為を遵守するよう必要な措置を講じます。
4. 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成等以外の目的で複写し、又は複製しません。
5. 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適正に保管するとともに提供を受けた資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人又は本人の親族に連絡し、その指示に従い善処します。
6. 私は、本人との契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む）を本人若しくは本人の親族に提供し、又は責任をもって廃棄します。
7. 私は、本人若しくは本人の親族又は松山市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

【注意事項】

1. 要介護認定等の資料提供は、同一の申出者（事業所においては同一事業所）につき一部に限ります。
2. 請求対象の主治医意見書に主治医の同意がない場合は、主治医意見書の提示及び写しの提供はできません。
3. 認定結果が非該当の資料を請求する場合は、被保険者又は親族からの委任状が必要です。
4. 対象の提供資料は、最新の認定に係るものに限り、また、認定有効終了日が到来したものについては、対象外です。
5. 同意事項に本人の理解を得ることが困難な場合は、親族又は親族から依頼を受けた方が代筆してください。上記以外であっても、本人署名が判読困難な場合は、親族又は、依頼を受けた方が代筆してください。
※親族以外の方が代筆する場合は、その理由を必ず記入してください
6. 鉛筆や消せるボールペン等で記入されたものは無効ですので、使用しないでください。